

平成29年度第7回
「東京2020オリンピック・パラリンピック
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成29年12月22日（金）
都庁第二本庁舎31階特別会議室21

(午前10時00分開会)

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、お時間になりましたので、ただいまから平成29年度第7回「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

本日は、委員の皆様にはお忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

初めに、評価委員会を公開で行うことについてでございますけれども、本評価委員会は、評価委員会の設置及び運営に関する要綱第6条の規定に基づき公開とさせていただきます。

傍聴の方は、途中退席されても結構です。なお、御発言等は御遠慮いただきますよう、お願いいたします。

本日の議事につきましては会議次第にございますとおり、「1 日本武道館について」の評価書案に係る意見聴取、「2 有明テニスの森について」に係る評価書及びフォローアップ計画書の報告、3、4として「オリンピックアクアティクスセンターについて」と「有明アリーナについて」に係るフォローアップ報告書の報告、「5 その他」となっております。

それでは、ここからは会長に進行をお願いしたいと思います。

○柳会長 分かりました。

皆さん、おはようございます。年の瀬も迫っているお忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。

それでは、議事に従って進めてまいります。

議事1「日本武道館について」、評価書案に係る意見聴取ですので、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 こちらにつきましては、12月8日にアセスメント実施者のオリンピック・パラリンピック準備局から、環境局長宛てに評価書案の送付を受けております。そのため、本日はその意見聴取の手続に入るものでございます。

お手元の資料2をご覧くださいませでしょうか。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案、日本武道館に係る審議をお願いするものでございます。通常の審議会で行いますと、諮問に該当するものになります。

資料2を読み上げさせていただきます。

29環総政第712号

平成29年12月22日

東京2020オリンピック・パラリンピック
環境アセスメント評価委員会
会長 柳 憲一郎 様

東京都環境局長
和賀井 克夫

「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（25環都環第505号 環境局長決定）の規定に基づき、東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会に下記事項について意見聴取する。

記

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階環境影響評価書案（日本武道館）

それでは、日本武道館の評価書案につきまして、オリンピック・パラリンピック準備局から説明をさせていただきます。なお、評価書案の審議につきましては、次回以降の委員会でお願ひできればと考えております。

○臼井施設調整担当課長 それでは、日本武道館の評価書案について御説明させていただきます。

お手元の評価書案の3ページをご覧ください。日本武道館は、東京2020オリンピック競技大会の柔道及び空手と、東京2020パラリンピック競技大会の柔道の会場として利用する計画となっております。

続いて、4ページの表4-2に記載のとおり、計画地面積は約16,180㎡となっております。この計画地の面積は、北の丸公園内で日本武道館が環境省から使用許可を得ている範囲の面積を示しております。工事予定期間は平成30年度から平成32年度の予定です。

13ページ、計画地周辺の航空写真をお示ししております。計画地は赤い点線で囲んだ部分となっております、北の丸公園内に位置しております。

16ページの配置図をご覧ください。増築する中道場棟は既存の本館の南側に位置しまして、地下の連絡通路で本館と連絡する計画としています。また、本館についても防火避難の安全

性の向上を目的としまして、大屋根の改修、天井の耐震化、バリアフリー化、設備の更新等を行う計画でございます。なお、本評価書案については、平成29年12月8日から平成30年1月21日までの期間で、都民の方々の御意見の募集を行っているところでございます。

それでは、詳細について引き続き担当から御説明いたします。

○オリパラ準備局 引き続きまして、計画書案の内容について御説明いたします。

まず、事業の基本計画といたしまして、15ページに記載をさせていただいております。今、御説明がございましたとおり、本館の改修と中道場棟の増築をする計画になっており、新しく増築する中道場棟の概要を表の中に示してございます。

最高高さは約8m、階数としては地上1階、地下2階という建築物になっており、18ページにその断面図を示してございます。

現在ある武道館の本館の建物高さは42mある建築物になってございまして、その隣側に中道場棟として約8m規模の建築物を増築するものでございます。

19ページ、緑化計画でございます。

緑化計画図を22ページに示してございます。こちらの図を見ながら御説明をさせていただければと思います。2枚図が入ってございまして、上段の図が現況の緑化の図面で、下段が今後の計画となっております。

現況の緑化計画のところの青いハッチが、撤去する樹木の場所を、黄色くハッチが掛かっているところが、今回の工事に伴って移植する樹木の場所を示してございます。

下段の今後の計画でございますけれども、中道場棟ができることもありまして、周辺の残置する樹木についてオレンジで示しており、今後移植する予定のエリアを新植・移植予定地という形で示させていただいております。

このような計画をすることにより、東京における自然の保護と回復に関する条例、千代田区の緑化推進要綱に基づく手続を満たす計画となっております。

事業の実施に当たっては、既存樹木に配慮して建物や園路の配置を工夫することで、ヒマラヤスギの大樹等の保存をする計画としてございます。

23ページの「7.2.5 施工計画」でございます。工事工程は、中道場棟の増築工事と本館の改修工事につきまして、平成30年度から平成32年度までの26カ月を見込む計画となっております。

その下の工事工程表の下に注釈として記載してございますけれども、埋蔵文化財調査のための準備工事につきましては、既に着手している状況でございます。

あまり大規模な建築工事ではございませんので、工事用車両につきましては、大型車で最大1日50台程度と想定をしております。

以上のような計画の内容を踏まえまして、33ページから環境影響評価の項目を検討しております。

環境影響評価の項目の選定の関係が34ページと35ページでございます。

今回選定した項目といたしましては「土壌」、後ほど御説明しますが、計画地の中で一部汚染土壌が確認されている状況でございます。

先ほど御説明したとおり、一部植栽内容の変化がございますので「緑」。

計画地は北の丸公園の中に位置しておりますので、「自然との触れ合い活動の場」。

36ページを見ていただくと、北の丸公園は旧江戸城であり、文化財等々がございますので、「史跡・文化財」。

工事中の「廃棄物」と「エコマテリアル」。

北の丸公園は一般利用者がいらっしゃるエリアでございますので、「公共交通へのアクセシビリティ」と「交通安全」を選定しております。

続きまして、選定した項目に関する環境影響評価の結果が39ページからでまず「土壌」でございます。

42ページから土地利用の履歴の結果をお示ししております。43ページから44ページにかけて、旧版の地形図を用いました履歴の状況を示しております。

計画地につきましては、江戸城北の丸があった場所でございます。明治16年から昭和21年まで近衛師団の兵営地として利用されていた履歴がございます。昭和21年からは警視庁警察学校校舎及び倉庫として利用され、昭和39年に今の日本武道館が創建されたという履歴がございます。

土壌中の汚染物質の状況が45ページでございます。今、申し上げたとおり、土地の履歴がございまして、近衛師団の兵営地として病室、弾薬庫、近衛兵の訓練場所が存在し、薬品や弾薬が使用されていたということでございますので、土壌汚染のおそれがあると判断され、土壌汚染の状況調査を実施した結果、鉛が検出されてございます。

46ページには指定の状況といたしまして、計画地が、現状で形質変更時の要届出区域に指定されている状況でございます。

以上の結果を踏まえまして予測の結果でございますが、59ページになります。御説明したとおり、計画地の一部につきましては、土地利用の履歴等の調査結果によると、土壌汚染の

おそれがあると判断されたため、土壌汚染状況調査を実施した結果、鉛が検出されている状況でございます。そのため、土壌汚染対策法及び環境確保条例にのっとり、適切な土壌汚染対策を実施する計画となっております。

また、工事中に新たな汚染土壌が確認された場合には、法令にのっとりまして、適切な対策を実施する計画となっております。

続きまして、61ページからが「緑」でございます。

評価の結果を69ページに示してございます。先ほど緑化計画のほうで御説明いたしました、事業の実施に当たりましては、既存樹木に配慮して建物や園路の配置を工夫することで、ヒマラヤスギの大樹等を保存する計画としてございます。また、事業の実施に伴いまして、要注意外来生物であるトウネズミモチを含む高木のほか、植栽樹木が一部伐採されることとなりますが、移植に適した中低木は公園内に移植する計画としてございます。また、植栽樹種につきましては、周辺の既存樹木を考慮した日本在来の樹種を選定する計画としてございます。

先ほど申し上げたとおり、東京における自然の保護と回復に関する条例や、千代田区の緑化推進要綱に基づく手続を満たす計画となっております。

71ページからが「自然との触れ合い活動の場」でございます。

74ページと75ページに計画地周辺の自然との触れ合い活動の場の状況をまとめてございます。計画地は北の丸公園に位置し、75ページの右上の②、北の丸公園の広場等がございまして、ここは休憩とか散策とかという活動をされている方がいらっしゃるエリアでございます。

このような状況を踏まえまして、評価の結果は、83ページでございます。まず、(2)評価の結果の1)の場の改変につきましては、現在の場所の一部改変は生じますが、計画地周辺を含めました北の丸公園としての自然との触れ合い活動の場としては、現状は維持されるところでございます。

2)でございますけれども、周辺でそのような活動をされていることもございますので、建設機械の稼働や工事用車両の走行により、計画地周辺における自然との触れ合い活動が阻害されるおそれがありますが、排出ガス対策型の建設機械や低騒音型の建設機械の使用、工事用車両の不要なアイドリングの防止等のミティゲーションを実施することによって、その影響を低減する計画としてございます。

3)の利用経路に与える影響でございますけれども、84ページになりますが、北の丸公園の中に位置することもございまして、北の丸公園内の園路は来園者の利用が考えられますが、

工事用車両は園路を占有することはありません。来園者、計画地周辺の散策やジョギング等による自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、工事用車両の出入口には交通整理員等を配置する計画としていますので、利用経路としては維持されると考えてございます。

続きまして、85ページからが「史跡・文化財」でございます。

まず、計画地周辺の指定、登録文化財等の状況を86ページと87ページに示してございます。

87ページの図を見ていただくと、計画地の北側に田安門、国指定の重要文化財が位置してございます。周辺のお堀を含めて、国指定の史跡名勝記念物という文化財が存在している状況でございます。

埋蔵文化財の状況が88ページと89ページでございまして、89ページに周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況を示してございます。計画地も含めて、北の丸公園全体が江戸城跡で埋蔵文化財として存在していることが明らかになっている状況でございます。

88ページのイ．周知されていない埋蔵文化財包蔵地は、こういう状況であり、埋蔵文化財の試掘調査を実施してございます。その結果、2カ所で遺構を検出してございます。検出した遺構につきましては、徳川家に関連する建物と考えられる礎石建物、近衛師団歩兵舎れんが組みの建物基礎などが確認されてございますので、周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接する範囲につきましても、文化財が確認される可能性があると考えております。

このような結果を踏まえまして、評価の結果が93ページからでございます。

まず、1)の文化財の状況でございますけれども、周辺には登録文化財、指定文化財が存在しますが、計画地の中にはございませんので、これらの文化財につきましては、損傷等はないと考えてございます。

3)の埋蔵文化財でございますけれども、こちらは先ほど申し上げたとおり、計画地内を含めまして埋蔵文化財の包蔵地となっておりますので、中道場棟の増築に伴いまして、改変されるおそれがあると考えております。そのため、埋蔵文化財包蔵地を改変する工事に先立ちまして、文化財保護法に基づき、埋蔵文化財の発掘調査を実施し、検出された遺構、出土した遺物の記録及び保存を講じているところでございます。

今後、工事中に埋蔵文化財がさらに確認される可能性があると考えていますので、その場合には都の教育委員会、区の教育委員会へ遅滞なく報告し、文化財保護法に基づき適切に対処をする計画となっております。

4)、周辺の文化財等の保護・保全対策の程度で、計画地の北側に田安門という文化財がご

ございますので、工事の実施による振動について、低振動型の建設機械の使用等により、計画地周辺の振動軽減に努める計画としてございます。

続きまして、95ページからが「水利用」でございます。

まず、予測の内容が102ページになってございます。今回節水の取組といたしまして、トイレ手洗いへの自動停止水栓の設置や、利用者へ節水を呼びかけるポスターの掲示などの取組を行う計画としてございます。

「評価」が103ページになります。本事業は、一定規模の大規模建築または開発事業に関して定めている、「水の有効利用促進要綱」の対象外になります。ですので、現時点では雨水利用、循環水利用の計画はございませんが、先ほど申し上げた節水の取組を行う計画としてございます。

105ページからが「廃棄物」でございます。

こちらは評価の結果を124ページに記載をしてございます。まず、建設発生土でございますが、こちらにつきましては、東京都建設発生土再利用センターに運搬して、再利用を図る計画でございます。

建設廃棄物につきましては、分別を徹底して種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る計画としてございます。再利用できないものにつきましては、運搬処分の許可を得た業者に委託して、処理・処分を行いまして、その状況をマニフェストにより確認する計画でございます。

施設の持続的稼働に伴う廃棄物につきましては、廃棄物の種類別の分別回収及び保管場所を設置いたしまして、東京都の廃棄物条例に基づき、適切に処理・処分を行う計画でございます。

125ページからが「エコマテリアル」でございます。

評価の結果が139ページからになります。今回の建設工事にあたりましては、国で閣議決定しております「環境物品等の調達に関する基本方針」等に基づきまして、建設資材等の環境物品、高炉セメント、フローリングや断熱材等の調達をするほか、環境物品の使用抑制を図る計画としてございます。

続きまして、141ページからが「温室効果ガス」でございます。

まず、154ページに今回の計画施設に主な省エネルギー対策を示してございます。本館につきましては、現在ある日本武道館の施設につきましては、照明のLED化、ヒートポンプ給湯器への更新やエアカーテンの新設等々の改修を行う計画にしてございます。

新たに建設する中道場棟につきましては、省エネ機器の採用のほか、庇の出た意匠とし、夏の日射の遮蔽を行う計画になってございます。

これに基づきまして、評価を155ページに示してございまして、今回評価の指標としては、「東京都★省エネカルテ」の平成26年度の実績平均値の原単位を用いていますが、「(2)評価の結果」の2行目に今回の計画の排出原単位、68.6kg-CO₂/m²ということで、評価の指標とした省エネカルテの原単位を下回っている状況でございます。

「エネルギー」につきましては、「温室効果ガス」と同様とございますので割愛させていただきます。167ページからが「安全」でございます。

評価の結果が190ページからになります。まず、1)危険物施設等からの安全性の確保の程度でございます。計画地の計画建築物につきましては、停電の際のバックアップ用として自家発電設備を設置します。燃料は軽油で、場所は歩行者動線とは離れた位置にある設備置場、外部から分断されたスペースに保管する計画としてございます。

2)のバリアフリー化でございますけれども、「東京都福祉のまちづくり条例」に基づきまして、施設内の整備を図る、設備等におけるバリアフリー対応計画を踏まえた設置を行う計画としてございます。本館につきましては、現在の状況よりもバリアフリー化の程度としては向上する計画であり、中道場棟につきましては、必要なバリアフリー化を確保する計画としてございます。

3)電力供給の安定度でございますけれども、こちらは二回線で受電する計画にしているほか、先ほど申し上げた自家発電設備を新設する計画でございます。

続きまして、191ページからが「消防・防災」でございます。

評価の結果が209ページからになります。

1)耐震性の程度につきましては、本館につきましては、構造設計指針に基づいた耐震安全性の分類Ⅲを満足した上で、防火、避難の安全性の向上を目的とした改修を行う計画でございます。中道場棟につきましては、同じく耐震安全性の分類Ⅱを満足する設計となっております。

2)防火性の程度につきましては、建築基準法、東京都建築安全条例、消防法、東京都火災予防条例に基づきまして、耐火建築物、防火建築物として基準を満足する計画としてございます。

211ページからが「公共交通へのアクセシビリティ」でございます。

213ページ、計画地周辺、北の丸公園があることもございまして、そのアクセスルートにつ

いて示してございます。北の丸公園に来園する方の最寄りの駅といたしましては九段下駅がございまして、靖国通りを経て田安門のほうから北の丸公園に入ってくるアクセス経路が考えられます。

一般来園者は田安門を通過して北のほうからアクセスすることが多いと思いますが、工事用車両につきましては、田安門は車両が通行できる場所ではございませんので、車両については計画地の南側のほうからアクセスする、アプローチすることになってございます。

という状況で、評価が218ページになります。工事用車両につきましては、計画地が位置する北の丸公園の園路を占有することはございませんが、北の丸公園の車道を走行することになりますので、北の丸公園内の一般来園者の通行ルートと工事用車両の走行ルートが重複する区間が出てまいります。そのため、道路保安用品による歩車分離等も含めた交通安全対策の実施や、交通整理員の適切な配置を行う計画としてございます。このようなことをすることによりまして、アクセス経路が阻害されることはないと考えてございます。

続きまして、219ページからが「交通安全」でございます。

評価の結果が228ページでございます。先ほどの「公共交通へのアクセシビリティ」と同様になりますけれども、北の丸公園の一般来園者と工事用車両の走行ルートが一部重複することもございますので、工事用車両の出入口に交通整理員を配置する計画とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底する計画としてございます。先ほど申し上げた、道路保安用品による歩車分離等も含めた交通安全対策の実施や、交通整理員の適切な配置を行う計画としてございます。

簡単ではございますが、御説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

先ほどお話があったように、本日は評価書案の説明日ということで、本格的な審議は次回以降なのですが、特に本日確認しておきたいことがありましたら、何か質問等をお願いいたします。いかがでしょうか。

千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 土壌汚染のところで鉛が検出されたということなのですが、どのくらいの濃度で検出されているのでしょうか。

○オリパラ準備局 数値でございますが、含有量といたしまして、kg当たり800mgという数値でございます。

○千葉委員 分かりました。そうすると、58ページの表9.1-13に書いてある基準値をオーバ

一しているということですね。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、質問がないようですので、次に議事2に入りたいと思います。

議事2は「有明テニスの森について」です。評価書及びフォローアップ計画書についての報告をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 有明テニスの森につきましては、本年7月に評価委員会で御審議をいただいております。その後、環境局長意見を7月の末、31日に送付しております。その意見を踏まえて、オリンピック・パラリンピック準備局が評価書を作成し、10月30日に公表しております。また、フォローアップ計画書につきましても、その翌日の10月31日に公表されておりますので、評価書とフォローアップ計画書をあわせてオリンピック・パラリンピック準備局から御報告させていただきます。

○臼井施設調整担当課長 それでは、有明テニスの森の評価書及びフォローアップ計画書について、説明いたします。

ただいま説明がございましたが、有明テニスの森については、平成29年7月31日に受領しました環境局長意見を踏まえまして、10月30日に評価書を環境局長に提出いたしました。環境局長意見を踏まえた評価書の記載内容につきまして、資料3「有明テニスの森 環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連」に記載してございます。

また、この評価書で行った予測評価に対する追跡調査を実施していくため、フォローアップ計画書を作成し、10月31日に環境局長に提出いたしました。今後、このフォローアップ計画書に基づきまして調査を行い、報告書をまとめていくこととなります。

それでは、資料3「有明テニスの森 環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連」をご覧ください。本資料の幾つかの項目を抜粋して、概略を説明させていただきます。

まず、1ページ目、1段目の「大気等」につきまして、2つの御意見をいただいております。この2つ目でございますが、「建設機械の稼働に伴う排出ガスは評価の指標を満足するとしているが、計画地近傍には住宅や福祉施設等の環境上配慮すべき施設が存在していることから、環境保全措置を徹底し、建設作業における大気質への影響のより一層の低減に努めること」という御意見をいただいております。

これにつきまして、有明テニスの森の評価書の93ページの表9.1-37(1)及び表9.1-37(2)をご覧ください。建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、計画地北側敷地境界における予測結果を追記してございます。

次に評価書の94、95ページの図をご覧ください。建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の計画地北側の最大着地濃度及び位置を追記してございます。

評価書の96、97ページ、「9.1.3 ミティゲーション」の「(2)予測に反映しなかった措置」の97ページの1つ目のポツに、住民からの問合せに対しては、迅速かつ適切な対応を行うことを追記いたしました。

評価書の100ページ、表9.1-39(1)及び表9.1-39(2)をご覧ください。建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、計画地北側敷地境界における評価を追記してございます。結果としては、評価の指標を満足してございます。

資料3に戻りまして、1ページ目の2段目「生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通」についてですけれども、「伐採エリア内の大径木については、樹木診断等を行った上で適切な密度で移植するとしていることから、優先順位を付けて適切に移植木を選定するとともに、移植場所の確保、移植後の養生等について適切に実施すること。また、その実施状況について、フォローアップ調査で報告すること」という御意見をいただきました。

これにつきましては、「生物の生育・生息基盤」に関して評価書の115ページをご覧ください。「9.2.3 ミティゲーション」の「(1)予測に反映した措置」の3番目のポツの1行目の中ほどに、優先順位をつけて移植を検討するという点と、そのポツの中の4行目の前方に、移植に適した樹木を選定した上でという点を追記してございます。

また「(2)予測に反映しなかった措置」の2番目のポツに、移植後は樹木養生を実施するほか、適宜散水や施肥を実施する計画としていること、3番目のポツには、移植の実施状況については、フォローアップで確認することを追記しております。

「生物・生態系」については146ページ、「緑」につきましては152ページにおきまして、それぞれ同様の追記を行ってございます。

資料3の1ページ目の4段目にあります「騒音・振動」の2つ目についてでございますが、「建設機械の稼働に伴う建設作業騒音について、予測は勧告基準を下回るとしているが、計画地近傍には住宅や福祉施設等の環境上配慮すべき施設が存在することから、環境保全措置を徹底し、建設作業騒音のより一層の低減に努めること」という御意見をいただきました。

これにつきましては、評価書の181ページ、182ページの「(2)建設機械の稼働に伴う騒音及び振動の程度において」をご覧ください。計画地北側敷地境界付近における騒音及び振動の予測結果を追記してございます。

評価書の183及び184ページの図におきまして、建設機械の稼働に伴う騒音及び振動の計画

地北側のレベルの最大値及び位置を追記しております。

評価書の185ページ、「9.5.3 ミティゲーション」の「(2)予測に反映しなかった措置」の下から2番目のポツに、住民からの問合せに対しては、迅速かつ適切な対応を行うことを追記いたしました。

評価書の187ページ、「2)建設機械の稼働に伴う騒音及び振動の程度」において、計画地北側敷地境界付近における騒音及び振動の評価の結果を追記しております。結果としては、評価の指標を満足してございます。

再度、資料3に戻りまして2ページ目、5段目の「温室効果ガス、エネルギー共通」についてですが、「東京都建築物環境計画書制度におけるエネルギーの使用の合理化に関する方針が不明確なため、これを明らかにすること」という御意見をいただきました。

これにつきましては、評価書の307ページをご覧ください。「9.12.3 ミティゲーション」の「(2)予測に反映しなかった措置」の4番目のポツに、方針として、建築物の熱負荷 (PAL*)の低減率、設備システムのエネルギー利用の低減率 (ERR) について、いずれも最も優れた取組である評価段階3を達成することを計画していることを追記いたしました。

「エネルギー」につきましては、318ページにおきまして同様の追記を行ってございます。資料3に関する説明につきましては、以上でございます。

続いて、フォローアップ計画書の内容について、担当から説明いたします。

○オリパラ準備局 続きまして、フォローアップ計画書の内容について御説明をさせていただきます。お手元のフォローアップ計画書の中の77ページをご覧くださいませでしょうか。

77ページにフォローアップの全体工程、こちらは東京2020大会の開催前までの全体工程になってございます。左側に、「大気等」から始まりまして「交通安全」まで、評価書で対象とした項目についての調査の時期等々を整理してございます。

まず、「大気等」「騒音・振動」「交通渋滞」の中の工事用車両の走行に関する調査でございますが、周辺の施設であります有明アリーナ、有明体操競技場も含めまして、工事用車両の走行台数が平成30年度の8月がピークとなると考えてございますので、来年の8月に工事用車両の走行に係る調査を実施する予定でございます。

建設機械の稼働に関しましては、平成30年度の5月に「大気等」、同じく平成30年度の5月に建設作業騒音の調査を実施する予定でございます。建設作業振動につきましては、最大となると考えられるのが平成31年度の5月となっておりますので、騒音と振動でそれぞれ最大となる時期にあわせ、別々に調査を実施する計画としてございます。

まず、平成30年度末の段階で工事用車両の走行に伴うものや建設機械の稼働に伴う大気、騒音の調査結果を一旦取りまとめまして、開催前の報告書その1として提出する予定でございます。

工事が平成31年度の6月まででございますので、工事が終了した段階で、「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」等々の調査を実施いたしまして、平成31年度の10月をめどに全ての項目に対しまして、開催前の報告書その2という形で報告をしたいと考えてございます。

79ページが東京2020大会開催後のフォローアップの計画でございます。大会開催後に1年間ミティゲーションの実施状況等を調査するとともに、「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」「景観」「歩行者空間の快適性」につきましては、平成33年度の7月ごろに調査を実施いたしまして、平成33年度末に大会の開催後の報告書を提出したいと現状考えているところでございます。

ただ、こちらの表の下に注釈で書いてございますけれども、今回の施設につきましては、大会後に実施する仮設工作物の撤去とか、あるいはテニスコート49面への復旧工事の計画が現状工程が未定となっておりますので、大会後のフォローアップ調査やフォローアップ報告書の提出時期につきましては、今後の施工計画を踏まえて、検証してまいりたいと考えてございます。

フォローアップの全体工程としては以上でございますが、「大気等」「騒音・振動」の調査地点について御説明をさせていただきます。

34ページに建設機械の稼働に伴う大気質の調査地点を示してございます。先ほど評価書案から評価書への修正で、評価書において計画地北側に住居等が存在するため、新たに計画地北側の予測地点を追加したという御説明をさせていただきましたが、フォローアップ計画書の34ページを見ていただきますと、計画地の北側はマンション等がございます。No. Aあたりで二酸化窒素と浮遊粒子状物質の公定法による調査をするるとともに、南側のほうの最大濃度着地地点となるNo. Bでは、簡易法で測定をするという計画にしております。

50ページには、建設機械の稼働に伴う騒音・振動の調査地点を示してございます。こちらでも大気と同様でございますので、計画地北側のほうの住居に配慮した地点と配置を考えてございまして、建設作業騒音・振動ともに騒音レベル、振動レベルが最大となるのは、計画地南側のほうに出てくるのですけれども、計画地南側のほうは首都高の湾岸線に接していることもありまして、道路交通騒音、道路交通振動の影響を受けている状況でございますので、道

路沿いで調査するというよりも、北側のマンションと居室者がいる北側のほうの騒音レベルが最大となる、あるいは振動レベルが最大となる地点で調査を実施したいと考えてございます。

フォローアップ計画書の御説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

有明テニスの森の実施段階の環境影響評価書とフォローアップ計画書の説明がありましたが、ただいまの説明につきまして何か御質問等、ございますでしょうか。

それでは、山本委員、どうぞ。

○山本委員 フォローアップ計画書の50ページで騒音・振動、A、Bという場所について建設機械の稼働に伴う騒音等を調べることになるのですが、ここも実は特別区道の自動車が結構走っていますので、ただ単に自動的に測るだけでなく、建設機械の大きな音がどれだということを区別する努力をしていただきたいと思います。なかなか判定が難しいのですが、自動的に測るだけではだめかなと思っていますし、この住宅のほかにも保育園だったか幼稚園とかもあったなと思っていますので、調査に当たってはできるだけ建設機械の騒音を判別した形で調査をしていただければと思います。

以上です。

○オリパラ準備局 ありがとうございます。

御指摘のとおりだと思いますので、建設作業騒音・振動の測定の際には、道路交通騒音・振動につきましては、できる限り除外をするなど、留意しながら調査して取りまとめさせていただきます。と思っています。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にないようですので、次の議題3に移りたいと思います。

議事3は「オリンピックアクアティクスセンターについて」です。フォローアップ報告書についての報告をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 オリンピックアクアティクスセンターにつきましては、平成28年10月に評価書及びフォローアップ計画書が公表されております。このたび、フォローアップ報告書が今週の12月18日に公表をされておりますので、こちらにつきまして、オリンピック・パラリンピック準備局から御報告させていただきます。

○臼井施設調整担当課長 それでは、オリンピックアクアティクスセンターのフォローアップ報告書（大会開催前その1）について説明いたします。

オリンピックアクアティクスセンターについては、12月18日にフォローアップ報告書（大会開催前その1）を環境局長に提出いたしました。詳細につきましては、引き続き担当から御説明いたします。

○オリパラ準備局 それでは、オリンピックアクアティクスセンターフォローアップ報告書（大会開催前その1）について御説明を申し上げます。

まず、報告書の37ページ、表7.1-2(1)にフォローアップの進捗状況を示しております。上段にアクアティクスセンターの工事工程、下段にフォローアップ調査の項目を示しております。

平成29年12月のところに縦にグレーの線が延びておりますが、こちらが今回の大会開催前その1のフォローアップ報告となります。○をつけております「大気等」の工事用車両、建設機械、「騒音・振動」の工事用車両、建設機械、「交通渋滞」の交通量及び交通流の変化についてフォローアップ調査結果を報告するほか、これらの項目のミティゲーションの実施状況、「自然との触れ合い活動の場」「廃棄物」「エコマテリアル」「公共交通のアクセシビリティ」「交通安全」について、ミティゲーションの実施状況を報告いたします。

まず「大気等」についてです。42ページ、表8.1-2(1)をご覧ください。「大気等」の調査事項といたしましては、工事用車両及び建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度としています。

調査時点は、工事用車両については走行台数が最大となる平成29年2月、建設機械については、建設機械の稼働に伴う大気汚染物質の排出量が最大となる平成29年5月としています。

44ページ、45ページに調査地点を示します。図8.1-1に工事用車両の走行に伴う影響の調査地点を示します。No.1に示す1地点で調査を行いました。

また、図8.1-2に建設機械の稼働に伴う調査地点を示しております。No.A地点において公定法及び簡易法、No.B地点において二酸化窒素の簡易法での調査を行いました。なお、公定法の調査地点については、予測により求められた最大着地濃度地点付近としておりましたが、仮囲い設置に伴い、調査機器を設置可能な地点を検討した上で、フォローアップ計画書の調査地点に近接した計画地西側敷地境界付近の1地点に移動しております。

46ページ以降は調査結果を示しております。

まず、工事用車両についてです。表8.1-3及び表8.1-4に結果を示しております。二酸化窒素の期間平均値は0.020ppm、浮遊粒子状物質の期間平均値については0.008mg/m³となっております。

建設機械の稼働に伴う大気質の調査結果、公定法の結果が表8.1-5になります。二酸化窒素の期間平均値は0.030ppm、浮遊粒子状物質の期間平均値が0.027mg/m³となっています。

また、簡易法での調査を表8.1-6に示しております。No. A地点にて期間平均値0.036ppm、No. B地点にて0.046ppmとなっています。なお、公定法と簡易法でおおむね同様な傾向が確認されました。

51ページ、表8.1-10に工事用車両の合計台数の調査結果を示しております。大気等の調査日における工事用車両合計台数は大型車538台、小型車216台、合計754台となっていました。

55ページ、表8.1-12にNo. 1地点における断面交通量を示しております。一般車両及び工事用車両の走行台数は、大型車が6,922台、小型車が13,106台、合計20,028台となっています。一般車両及び工事用車両が最も多く走行したのは、14時台となっていました。

また、建設機械の稼働状況については、56ページ及び57ページに示します。

予測結果とフォローアップ調査結果の比較検討について、63ページ以降に示します。工事用車両の走行に伴う二酸化窒素の大気中における濃度についての比較が、表8.1-15及び表8.1-16、浮遊粒子状物質の大気中における比較が表8.1-17、表8.1-18となっております。二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は年平均値にあるのに対し、フォローアップ調査結果は期間平均値であるため単純な比較はできませんが、調査期間における二酸化窒素の期間平均値は0.020ppm、浮遊粒子状物質の期間平均値は0.008mg/m³であり、いずれの項目も予測結果を下回っていました。

また、大気汚染に係る環境基準は、二酸化窒素については日平均値の年間98%値、浮遊粒子状物質については、日平均値の年間2%除外値によって判断されることであることから、環境基準と本調査結果との単純な比較はできませんが、調査期間における二酸化窒素の日平均値の最大値は0.025ppmであり、環境基準を下回っていました。また、浮遊粒子状物質についても、調査期間における日平均値の最大値が0.014mg/m³であり、こちらも環境基準を下回っていました。

64ページ、表8.1-21に「想定した断面交通量とフォローアップ調査結果との比較」を示しております。評価書にて計画されていた工事用車両大型車の台数に対して、実際の台数が低減され、一般車両を含めた大型車の断面交通量も評価書の想定より減少した。また、表8.1-19及び表8.1-22にバックグラウンドの比較を示しておりますが、バックグラウンド濃度についても評価書より低い値であったこと。これらが、フォローアップ調査結果が予測結果を下回った要因と考えられます。

また、建設機械に関する予測結果とフォローアップ調査結果との比較を、66ページ以降に示します。表8.1-23及び表8.1-24に比較を示しております。なお、予測結果の欄の上段には、フォローアップ調査地点における予測結果を示しています。フォローアップ調査結果は公定法にて0.030ppm、浮遊粒子状物質が0.027mg/m³となっており、予測結果とおおむね同様の結果となりました。

調査期間における二酸化窒素の日平均値の最大値は、A地点の公定法で0.037ppm、簡易法で0.043ppm、B地点で0.056ppmとなっており、環境基準の範囲内となっていました。また、浮遊粒子状物質については、調査期間における日平均値の最大値は0.047mg/m³となっており、環境基準を下回っていました。

68ページ、表8.1-25に稼働していた建設機械の台数の比較を示しております。建設機械の稼働状況について、建設機械の種類はおおむね同様であり、台数がわずかに増加していました。また、バックグラウンドについては、一部を除いて評価書提出時よりもフォローアップ調査結果のほうが高い値となっていました。

バックグラウンド濃度が高く、建設機械の稼働台数が増加した一方で、フォローアップ調査結果は予測結果とおおむね同様となりました。建設機械の稼働に当たっては、作業計画を事前に検討し、建設機械の稼働時間をずらすなど、一日のうちで稼働時間の平準化を図ったほか、空ぶかしの禁止やアイドリングストップの励行等に努めたことにより、周辺環境への影響が低減されたと考えます。

続いて、70ページ以降「騒音・振動」です。

表8.2-2、調査手法の箇所をご覧ください。調査事項は工事用車両の走行に伴う道路交通騒音及び振動です。調査時点は、走行台数が最大となる平成29年2月、調査地点については大気で示したとおり、走行ルート上の1地点としております。

また、72ページに建設機械の稼働に伴う建設作業騒音及び振動の調査手法を示しております。調査時点は、騒音及び振動で平成29年2月に実施しました。

また、調査地点は73ページの図8.2-1に示すとおり、建設機械の稼働に伴う騒音が最大になると予測されたA地点、及び建設機械の稼働に伴う振動が最大になると予測されたB地点にて行いました。

74ページ、表8.2-3に工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の調査結果を示しております。平日の昼間で71dBであり、環境基準値を上回っていました。また、表8.2-4に道路交通振動の結果を掲載しています。平日の昼間が46dB、夜間が45dBという値になっていました。

75ページ、表8.2-5に建設機械の稼働に伴う騒音レベルの結果を載せています。建設作業騒音レベルは8時台が最大で74dBでした。

76ページ、表8.2-6に示すとおり、建設作業振動レベルは9時、14時、15時台が最大で、57dBとなっていました。

78ページに建設機械の稼働状況を示します。

予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討を84ページに示します。フォローアップ調査結果の等価騒音レベルは71dBであり、環境基準値を上回ったが予測結果を下回っていました。大気の項目でも申し上げましたとおり、作業間連絡会議時などにあらかじめ台数及び時間帯の調整を行うなど、平準化に努めたことにより、評価書で計画されていた工事用車両大型車の台数に対して実際の台数が低減され、また、一般車両を含めた大型車の断面交通量についても、評価書の想定より減少したためと考えます。

工事用車両の走行ルートは、沿道環境や近隣に配慮したルートを設定し、走行ルート等について事前指導を行うなど、今後もより一層、環境保全のための措置を徹底していきます。

また、道路交通振動の予測結果とフォローアップ調査結果の比較を表8.2-10に示します。フォローアップ調査結果の振動レベルは、昼間が46dB、夜間が45dBであり、規制基準値及び予測結果を下回っていました。

建設作業騒音の予測結果とフォローアップ調査結果の比較を表8.2-11に示します。建設作業騒音レベルのフォローアップ調査結果は、1時間の最大値が74dBであり、勧告基準値を下回っていましたが、予測結果を上回っていました。

86ページ、表8.2-12に建設機械の稼働状況の比較を示しています。評価書提出時には、調査時期に山留工事及び杭工事が実施される予定でしたが、実際には液状化対策工事が実施されていました。また、建設機械の稼働状況について、建設機械の種類は異なるものの、建設機械台数は低減していました。

これらのことから、フォローアップ調査結果が予測結果を上回った要因として、建設機械作業騒音の影響とは考えにくく、フォローアップ調査地点が道路に面しており、北側の工場に出入場する車両など、評価書では想定していなかった道路交通騒音の影響があったと考えます。

建設機械は、極力低騒音型・超低騒音型の機械を使用しているほか、建設機械の効率的稼働と作業の平準化を図った施工計画・工程管理を行うなど騒音の低減に努めており、今後もより一層、環境保全のための措置を実施していきます。

87ページ、表8.2-13に建設作業振動のフォローアップ調査結果と予測結果の比較を掲載しております。フォローアップ調査結果は1時間値の最大値が57dBであり、勧告基準値及び予測結果を下回っていました。

騒音・振動にかかるミティゲーションの実施状況を82ページ、83ページに示します。工事に当たっては、アイドリングストップの励行や静的締固め砂杭工法の採用など、騒音・振動の低減に努めました。

騒音・振動に関する苦情はこれまでに1件寄せられており、警備員の笛に関するものとなっていました。これに対しては、歩行者の安全を確保できる最低限の笛の使用にとどめることで、御理解を得ております。

続いて「自然との触れ合い活動」について、88ページから示しております。

ミティゲーションの実施状況を90ページに示します。工事に当たっては、排出ガス対策型建設機械の採用、散水車による場内散水など、周辺の影響の低減に努めました。

「廃棄物」に関するミティゲーションの実施状況を92ページ、93ページに示しております。写真8.4-1に示すとおり、建設発生土の再利用施設への搬入を行ったほか、建設泥土については写真8.4-2に示すとおり、石灰系改良材にて改良し、脱水、減量化した後、再資源化施設に搬出するなど、廃棄物の排出量の低減に努めました。

また、「エコマテリアル」のミティゲーションの実施状況は95ページに示します。基礎躯体下の捨コンクリートや仮設資材に再生骨材コンクリート等を調達するなど、エコマテリアルの積極的な使用に努めました。

「交通渋滞」については96ページ以降です。

97ページ、表8.6-2に調査手法を示しております。調査時点としましては、工事用車両の走行台数が最大となる平成29年2月としています。また、調査地点については、大気でお示した三ツ目通り沿いのNo.1地点、1カ所としております。

100ページに、予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討を示しております。No.1地点の6時から22時の間において、工事用車両が571台、一般車両及び工事用車両が20,028台となっていました。一般車両及び工事用車両が最も多く走行したのは、14時台で1,465台であったのに対し、その時間帯における工事用車両台数は64台となっていました。

ミティゲーションの実施状況を同ページに示しております。作業間連絡調整会議等で計画地周辺の交通事情にも配慮した搬出入調整を行うなど、交通渋滞の低減に努めました。

続いて、「公共交通へのアクセシビリティ」のミティゲーションの実施状況を102ページ、

103ページに示します。

102ページ、表8.7-3、上から5個目のミティゲーションの実施状況としまして、辰巳の森海浜公園へのアクセス経路が遮断される範囲を極力抑えた工事計画を立て、遮断部分については明確な迂回路を掲示するなど、アクセシビリティの確保に努めました。

続いて「交通安全」のミティゲーションの実施状況を105ページ、106ページに示しております。こちらについても交通渋滞と同様、作業間連絡調整会議において、車両の搬出入調整を行ったほか、工事用車両の出入口に交通整理員の適正配置を行うなど、交通安全の確保に努めました。

フォローアップ調査結果についての報告は以上となりますが、オリンピックアクアティクスセンターでは計画の変更があったため、それについても報告させていただきます。

フォローアップ報告書、7ページをご覧ください。表4.2-1に評価書からの計画の変更点を示しております。建築計画、施工計画に変更があったほか、受入基準に非適合となる建設発生土を汚染土壌処理施設へ搬出することとなったことから、廃棄物処理計画を変更しています。これらの変更に伴い、「日影」「景観」「廃棄物」の項目で予測の見直しを行っております。

具体的な変更のイメージとしては資料編の10ページをご覧ください。10ページ、11ページに大会時のイメージ図の変更前、変更後のパースを掲載しております。

12ページ、13ページに大会後のイメージ図の変更前、変更後のイメージを掲載しております。

景観の変更後、変更前の予測結果について、資料編40ページをご覧ください。こちらが計画地直近の眺望地点からの眺望の変化です。建物形状等に大きな変化がないため、変更後における眺望の変化の程度は、変更前と同程度と考えております。

以上で、オリンピックアクアティクスセンターフォローアップ報告書（大会開催前その1）について、報告をさせていただきました。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 何点かあるのですが、1つは64ページの「大気等」で、表8.1-17の浮遊粒子状物質の予測結果が、これだけ飛び抜けてフォローアップの調査結果が低いのです。ほかは数倍くらいのところで、このようなことがあり得るだろうと思うのです。交通量のあれを見ても、

これほど大きな差ではない感じがするのですが、何か理由が考えられるのかということが1つ。

もう一つは92ページで、これはもう一回の確認になるのですが、表8.4-3の一番上の欄で、受入基準を満足しなかったものがあって、ほかに持ち出したということでしたけれども、具体的には何がどういように満たさなかったのかを御説明いただけますか。

○オリパラ準備局 大気及び土壌のいずれの項目についても、確認の上、回答させていただきます。

○柳会長 確認後ということですので、よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 まず、84ページのところでお伺いしますけれども、工事用車両の騒音のところですが、予測では三ツ目通りの現状に工事用車両を加えたところで、騒音レベルがほとんど上がらないということでしたか。

○臼井施設調整担当課長 評価書時点での現況と同程度の調査結果となっている状況はございます。

○山本委員 分かりました。もともと環境基準は超えていたということと、要請限度は超えていないということなので、現状どおりくらいであったという解釈でよろしいですか。

○臼井施設調整担当課長 そうですね。評価書時点での現状とほぼ同様の数字でした。

○山本委員 次に建設機械の稼働に伴う騒音のことで幾つかお伺いしますけれども、78ページに配置図があるのですが、これは非常に分かりやすくいいと思います。こういうものをつけていただくと分かると思います。

建設工事の機械の稼働に伴う騒音の調査地点は、たしか一番北側の上のほうですね。お伺いしておきたいのは、建設工事車両の出入口は、この絵でいうとどこら辺になりますか。

○オリパラ準備局 44ページ、図8.1-1に出入口を示しております。ですので、Bのゲートの出入口がかなり近かったのではないかと考えています。

○山本委員 だから、敷地境界の外側から敷地境界の中側に入ってくるという状態で、そこに近いところでフォローアップ調査をしている。趣旨としては建設機械の騒音を予測、評価しているわけなので、車両の出入りについては基本的には予測しなくてもいいわけです。そういうことで、実は、フォローアップ調査で騒音を調査したけれども、85ページに交通騒音を予期しないと書いてあるが、本当は予期できるのですが、もしかすると、自動車の音が入

っていたことで高くなったという解釈になっていると思います。杭打ち工事の場所も結構近いと思っていますので、予測に比べて6dB高くなっていますけれども、もしかしたらそういうものの影響かなとも思います。

予測結果とフォローアップ調査結果にかい離ができるのはやむを得ないと思うのですが、基本的にはフォローアップ調査の結果が、先ほどの例でも言いましたが、敷地の中で工事を行う機械の稼働に伴う音を捕まえているのかどうかを前提に、ちゃんと書いていただきたい。基本的にはそれが評価の対象になる騒音なのですが、外から工事現場に入ってくる自動車というのものなかなか判定が難しいところがあるので、本当を言うと、現場で調査する調査会社の人が区別をしてくれて、騒音調査結果にはそういう音が、要は、建設工事現場の敷地境界の中から外へ飛び出す音ではなくて、実は外から中に入ってくる音も含まれているのだけれども、それはなかなか除去しづらかった。できる限り除去したけれども、除去しにくかった。これくらいの結果であったと書いていただいて、想定できなかつたと書いてあるけれども、除去したということが本当は望ましいので、この結果はこれでいいので、これから先のフォローアップ調査のときに、その辺を注意していただきたいという意見で申し上げます。

結果としては大きくなったので、多分皆さん何でだろうと思われるし、これが例えば85 dBを超えたとすると、とんでもないことになってしまうのだけれども、その原因をトレースできるようにしてほしいということです。結果については、こういうことなのでしょうがないと思います。

表8-2.11ですけれども、評価指標が L_5 であることを書いておいてください。

それだけです。

○オリパラ準備局 ありがとうございます。先ほどの有明テニスの森のフォローアップ計画での御指摘と関連する御指摘かと思います。できる限り建設作業騒音と道路交通騒音は分けて、除外できるものはできる限り除外していくのが基本的なスタンスではございますけれども、今回のオリンピックアクアティクスセンターの結果を見ると、やはりそれがなかなか難しいところがあるのが、現実的などころだったということだと思いますので、できる限り現場で状況を確認するとともに、そういったデータをきちっと整理して考察ができる形で、今後の調査は注意して実施してまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

中口委員、どうぞ。

○中口委員 笛の音に関する苦情があったという御報告がございましたけれども、それ以外の評価項目にかかる何らかの苦情はございませんでしたでしょうか。

○オリパラ準備局 「大気等」の項目で苦情の報告が抜けておりましたが、58ページに「大気等」における苦情を示しております。3)ミティゲーションの実施状況の2段落目、「大気等に関する苦情は」から始まる場所です。2件が建設作業騒音に伴う粉じんに関するもの。こちらは現場内の鉄板の清掃、散水車やスプリンクラーの散水の頻度を増やすなどのミティゲーションの実施に努めました。また、あと2件については、前面道路が泥土や砂利によって汚れているということで、こちらについても、同じように散水や鉄板の2枚重ねなどで対応しております。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

平手委員、どうぞ。

○平手委員 この計画の変更に伴う評価の見直しについてなのですが、内容的に問題があるわけではないのですが、フォローアップ報告と見直しは別の種類。要するに、同じように語れないものなので、資料という形の中に、見直しの部分とフォローアップ報告の資料が混在している形になっています。説明があれば分かりますけれども、後々見たときに、資料として残すときに、別の冊子にすべきものではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○東條オリパラアセスメント担当課長 今回フォローアップ報告書の中で、条例アセスでいえば変更届に当たるものが入っているのですが、オリパラのアセスの中では、変更届という様式を想定していないというか、変更があった場合、予測評価の見直しを行う場合には、次の図書でそれを反映する形になっているので、今回、次の図書として出てきたフォローアップ報告書のほうで、資料編という形になってしまっているのが分かりづらい部分があるのですが、変更にかかる部分も一緒につけさせていただいた形になっています。

○平手委員 そこは別に今までそういうものが想定されていなかったということですが、今後も何らかの形で想定されないことはないわけですよね。そうすると、やはり書籍としては分けるのが筋ではないかという気がするのです。どうしても最初に決めたルールどおりでなければいけないということであれば、それは仕方ないと思いますけれども、その当たりのルールはどちらにしても想定されていないことなので、そこに何らかの別の手当があってもおかしくはない気はします。

○臼井施設調整担当課長 今、先生がおっしゃっていただいたように、ルールという意味では、次の図書でという流れの中でやらせていただいたところではありますけれども、こうし

た形は、どの時点で出たものかが分かるというメリットもあるかと思います。

○平手委員 それは日付で書いてくれば十分な話なわけですね。少なくとも今、言われた資料編の中に入ってしまったので、目次の中には全くそういう文言はないのですね。

○東條オリパラアセスメント担当課長 そうですね。確かに目次をもうちょっと分かりやすく工夫するとか、きちんと説明を最初のほうに分かるように入れるとかといった形で、今後とも計画の変更があった場合にこういう形の案件があることは想定されるので、その場合にはまた記載を工夫していきたいと思います。

○柳会長 それでは、中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 今回は軽微なもので問題ないという話ではあるのですけれども、こういう形だと、大きな変更があっても評価結果はフォローアップ報告書の中に出てきて、事後になってしまって、この委員会としてそれに対してコメントができないという話になる。それで本当にいいのですかという問題が出てくると思うのです。オリンピック・パラリンピックの事業は期限が迫っているのです、そんな手続は踏めないよという話で、多分そういう手続になっているのだと思うのですけれども、だからそういう意味では、事務局のほうで必要と感じられたら途中で、それにかかる前にここに一回かけていただくことが必要だろうと思います。今のままだと、我々は事後報告を聞いて、それはだめだった、こうやったらよかったですねということしか言えなくなる。それは本来の趣旨ではないと思いますので、そこは十分配慮していただければと思います。

○東條オリパラアセスメント担当課長 確かに、変更の内容によってタイミングとか検討していくべきところはあるかなと思いますので、今、中杉委員からいただいた御意見を参考にさせていただきたいと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

確かにいろいろと御指摘のあるように、自主アセスの手続きの中に、本来だったら変更を前提にいろいろと考えなければいけないのですけれども、変更があったときは次の図書でということで、図書が評価書の後になってしまうと、評価書の後の変更だとフォローアップしれないのです。だから、こういう形で対応しているということですが、評価書を作った後に変更があった場合には、やはりあらかじめ伝えていただいて、それについては議論して、それをフォローアップのほうに反映させていただくということであれば、こちらの委員会としても意見が言えるという趣旨だと思いますので、それは事務局のほうであらかじめあるということであれば、委員会にかけていただくといいと思います。それは別に変更届とい

う手続がないので、適宜出していただければよろしいのではないかと思います。

○東條オリパラアセスメント担当課長 承知しました。例えば、オリンピックアクアティクスセンターの土壌汚染に関しても、前回の委員会の際に直近でプレス発表があったりということもあったので、そのときに適宜御報告をさせていただいたりとか、御報告できることはそのタイミングである程度やってきているので、そういった形で内容によってきちんと配慮して、御報告のタイミングを失しないようにやっていきたいと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

特にないようでしたら、次の議事4に入りたいと思います。「有明アリーナについて」、フォローアップ報告書についての報告をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 有明アリーナにつきましては、本年の1月に評価書とフォローアップ計画書を公表しております。先ほどのオリンピックアクアティクスセンターと同様、このたび、フォローアップ報告書が今週の12月18日に公表されておりますので、こちらにつきましても、オリンピック・パラリンピック準備局から御報告させていただきます。

○臼井施設調整担当課長 それでは、有明アリーナのフォローアップ報告書（大会開催前その1）について説明いたします。今、既に説明がありましたが、有明アリーナにつきましてもオリンピックアクアティクスセンターと同様に、12月18日にフォローアップ報告書（大会開催前その1）を環境局長に提出いたしました。詳細につきましては、引き続き担当から御説明いたします。

○オリパラ準備局 それでは、有明アリーナフォローアップ報告書（大会開催前その1）について御説明いたします。

31ページ、先ほどのオリンピックアクアティクスセンターと同様、表7.1-2にフォローアップの進捗状況を示しております。同様に上段に工事工程、下段にフォローアップ調査項目を示しております。

今回は「大気等」のうち「建設機械の稼働」、「騒音・振動」のうち「建設機械の稼働」について報告いたします。また、それらも含め、「自然との触れ合い活動の場」「廃棄物」「エコマテリアル」「交通渋滞」「交通安全」について、ミティゲーションの実施状況を報告いたします。

なお、フォローアップ計画書では、工事用車両の走行に係る「大気等」「騒音・振動」「交通渋滞」の報告時期は、大会開催前その1としておりましたが、計画地周辺に位置する有明体操競技場、有明テニスの森の整備に伴う工事用車両との合計台数が最大となる時期に調査を

実施し、フォローアップ報告書（大会開催前その2）にて報告することといたします。

それでは、「大気等」についてです。34ページ、表8.1-2(1)をご覧ください。調査事項といたしましては、建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度です。調査時点は、平成29年9月としております。

調査地点を36ページ、図8.1-1に示しております。予測により求められた最大着地濃度地点付近であるNo. Aにて、公定法で調査を行いました。なお、二酸化窒素については、参考としてNo. B、No. Cについても簡易測定法による調査を行っています。

調査結果を37ページに示します。まず、公定法の結果を表8.1-3に示しております。二酸化窒素の期間平均値は0.025ppm、浮遊粒子状物質の期間平均値は0.018mg/m³となっていました。また、簡易法による二酸化窒素の調査結果を表8.1-4に示します。期間平均値はNo. Aにて0.029ppm、No. Bにて0.024ppm、No. Cにて0.026ppmとなっていました。なお、公定法と簡易法ではおおむね同様の傾向が確認されました。

建設機械の稼働状況につきましては、42ページ、図8.1-2に示すとおりです。

「予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討」を48ページ以降に示します。表8.1-9及び表8.1-10に、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の調査結果と予測結果の比較を示しております。調査期間における二酸化窒素の期間平均値は公定法で0.025ppm、浮遊粒子状物質の期間平均値は0.018mg/m³であり、いずれの項目も予測結果を下回っていました。

二酸化窒素の日平均値の最大値は公定法で0.038ppm、簡易法で0.043ppmとなっており、環境基準の範囲内となっていました。浮遊粒子状物質については、日平均値の最大値が0.030mg/m³であり、環境基準を下回っていました。

建設機械の稼働状況について、予測条件とフォローアップ調査との比較を50ページ、表8.1-11に示しております。評価書提出時には、地盤改良・山留工事及び杭工事が同時に実施される時点を影響が最大になる時点として想定していましたが、実際は工事工程の平準化等により、杭工事及び掘削工事が実施される時期に影響が最大となったため、これらの工事を対象としています。このため、建設機械の稼働状況について、ボーリングマシン等、一部の建設機械が使用されておらず、台数が低減されていました。

また、想定したバックグラウンド濃度とフォローアップ調査結果との比較を51ページ、表8.1-12に示しております。バックグラウンド濃度については、評価書提出時よりも低い値となっていました。

建設機械の稼働に当たっては、工事の平準化及び建設機械の効率的稼働に努めるなど、二

酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気等の寄与分が低減されたと考えます。

続いて「騒音・振動」について、52ページ以降です。

表8.2-2に調査手法を示しております。建設機械の稼働に伴う建設作業騒音については平成29年9月、建設作業振動については平成29年7月に調査を行いました。

また、54ページに調査地点を示します。建設機械の稼働に伴う騒音及び振動が最大になると予測される地点No. A、及び住居等が存在する計画地南側No. Bにおいて調査を行いました。

結果を55ページ、表8.2-3に示します。建設作業騒音レベルは、No. A地点において10時台が最大で72dB、No. B地点において11時台が最大で63dBであり、勧告基準を下回りました。

56ページ、表8.2-4に建設作業振動レベルの調査結果を示しております。No. A地点、No. B地点ともに15時台が最大で、それぞれ45dB、44dBとなっております。

建設機械の稼働状況を58ページ、及び59ページに示しております。

「予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討」を65ページに示します。建設作業騒音レベルのフォローアップ調査結果は、1時間値の最大値が72dBであり、勧告基準値を下回っていましたが、予測結果を上回っていました。

これについては、計画地北面及び東面の仮囲いをセキュリティ上、見通しをよくするために透視性メッシュパネルとしていることから、フォローアップ調査結果は予測結果を超過したと考えます。

建設機械の稼働に当たっては、工事の平準化及び建設機械の効率的稼働など、騒音の低減に努めており、今後もより一層、環境保全のための措置を実施していきます。

67ページ、表8.2-10に建設作業振動レベルの予測結果とフォローアップ調査結果との比較を示しております。フォローアップ調査結果は、No. A地点にて最大45dBであり、勧告基準値及び予測結果を下回っていました。

ミティゲーションの実施状況としまして、64ページをご覧ください。工事のうち、山留工事については、騒音・振動の影響が少ないサイレントパイラー工法を採用したほか、近隣施設への影響を極力抑えるため、振動低減ブロックを敷設するなど、影響に配慮しました。

また、騒音・振動に関する苦情はこれまでに3件寄せられています。建設作業騒音に関するものが1件、夜間緊急対応に関するものが1件、自主的に行っている騒音の測定方法に関するものが1件でした。いずれも直接説明を行い、御理解を得ております。

続いて、「自然との触れ合い活動の場」のミティゲーションの実施状況について、70ページに示します。工事用車両の出入り口に交通整理員を配置する、排出ガス対策型建設機械を

採用するなど、周辺の自然との触れ合い活動の場の影響の低減に努めました。

「廃棄物」に係るミティゲーションの実施状況を72ページ、73ページに示します。建設発生土の再利用施設への搬入、建設泥土の再資源化施設への搬入など、適切な廃棄物の処理を行いました。

また、「エコマテリアル」に関するミティゲーションの実施状況を75ページに示します。

表8.5-3、上から2段目、建築物の基礎躯体の捨コンクリートには、再生骨材コンクリートを使用するなど、エコマテリアルの使用に努めました。また、今後のエコマテリアルの実施状況については、引き続き確認を行い、その状況についてフォローアップ報告書（大会開催前その2）において報告いたします。

「交通渋滞」に関するミティゲーションの実施状況を77ページ、表8.6-3に示します。1ポツ目、工程調整会議にて稼働台数の多いダンプトラックについて総量を確認し、搬出入時間を調整することで集中を避け、平準化した搬出入に努めるなど、交通渋滞の低減に努めました。

また、「交通安全」のミティゲーションの実施状況は80ページ、81ページに示しております。表8.7-3、2ポツ目、通学時間帯については、通学路に指定されている特別区道江615号及び616号を利用しない計画とするなど、周辺の交通安全への影響の低減に努めました。

フォローアップ調査報告書の説明については以上です。なお、有明アリーナについては、オリンピックアクアティクスセンターのような計画の見直しは行っておりません。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か質問がございますでしょうか。

水村委員、どうぞ。

○水村委員 データの読み取りが熟知できておりませんので、質問なのですが、55ページの騒音のページなのですが、No. Bのほうが住宅地に近いということで測定値として選択されたということなのですが、最大値の63dBを本文では11時台としているのですが、それ以外にも9時台やあるいは15時以降、トータルで6時間余りが最大値を示しております、一応基準以下であることは分かっているのですが、住宅地において6時間も最大値が続くのは、いいことなのかということについて疑問を感じましたので、質問とさせていただきます。

以上です。

○オリパラ準備局 おっしゃるとおり、63dBという数字が続いているというのがあるのですが、A地点の最大の騒音レベルである72dBという値と比べてみましても低い値で、前面

に仮囲いを設置させていただいて、その効果があらわれているのではないかと思います。結果としてはおっしゃるとおりかもしれないのですが、低減の努力はしているというところで、御理解いただければと思います。

○柳会長 いかがでしょうか。ほかにどうですか。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 建設工事を行うときの機械の配置ですけれども、すごく手間がかかるのだろかなと思うのですが、今まで法アセスとか他県のアセスでもこういう図を出してくれないのです。東京都はすごく丁寧なので、結果を理解する上で非常にいいと思いますので、これを続けていただきたいと思います。

欲を言えば、先ほど言いましたように工事用車両のところは、仮囲いが途切れることもあるし、あるいは扉をつけることもあるかと思うのですが、工事用機械の配置の図の中には工事用車両の出入口の場所と、外に音が行かないように、出入口のところはどういう対策をしているのか、自動車がいないときは多分閉じているのだろかなと思うのですが、そういう情報を入れておかれたほうがいいかなと思います。

もう一つは、振動対策として振動低減ブロック、64ページの写真に載っていて、評価書的时候は見落としていたかもしれないのですが、これは相当この場所の振動の問題が懸念されるということで、振動低減ブロックを対策として使われたのでしょうか。

○オリパラ準備局 評価書でお示したミティゲーションに、振動低減ブロックは入っていません。実際、施工業者さんの御提案で、近隣に配慮してこのような工法をとっていただいたということだと思います。

○山本委員 ありがとうございます。65ページのフォローアップ調査結果を見ると72 dBなので、周辺に仮に木造家屋があれば結構揺れてしまうのですが、現状は高層ビル、鉄筋コンクリートのビルということですので、多分問題はなかったらと思います。ということで、こういう振動対策をやられていることもいいことだなと。何と言っていいかわからないのですが、知らなかったのものでその点を言っておきました。

終わります。

○オリパラ準備局 1点申し上げます。65ページに記載している72dBについて、こちらは建設作業騒音でございます。振動は67ページでございまして、45dBがフォローアップの結果でございます。

○山本委員 全然問題ない。済みません。間違えました。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 二酸化窒素なのですが、公定法と簡易法ではどうも簡易法が高く出るのですね。これはかなり手間暇が違うのですか。公定法はJISらしいのですけれども、何が言いたいかというと、公定法だけしか測っていないところと、簡易法だけしか測っていないところを同列で比較をするのは変な感じがするので、公定法と簡易法が両方あって、あと簡易法だけというのなら分かるのです。

○オリパラ準備局 説明が不十分であったところもあるかと思いますが、まずNo. A地点、公定法の箇所では、簡易法での測定も行っております。その結果が38ページ、図8.1-2に公定法のNo. A地点の結果と簡易法のNo. A地点での結果を載せています。

○千葉委員 近い値だということは分かるのですけれども、この図は余り差はないのですが、この前のオリンピックアクアティクスセンターのほうの47ページの図8.1-3を見ると、かなり値が違うところもあるのです。だから、表のほうに確か公定法だけしか書いていなかったように思うのです。

○オリパラ準備局 図書の構成上、見直すところもあるかと思いますが、表8.1-5が公定法のNo. A地点の結果、表8.1-6に簡易法の結果を示しておりますが、こちらの上段がNo. A地点の結果となっております。

○千葉委員 簡易法が出ているわけですね。

○オリパラ準備局 そうです。

○千葉委員 分かりました。ありがとうございます。

手間暇はかなり違うのですか。原理的にどうして簡易法が高く出てしまうのでしょうか。

○オリパラ準備局 まず手間暇ということなのですけれども、公定法は電源がとれないとできないという事情があるのと、かなり広い占有スペースが必要になってきますので、どうしても工事現場内になりますので、広いスペースは確保できる場所が限られているところもあって、現実的なこのようなやり方でやらせていただいているというのがあります。

あと原理的に高く出るか低く出るかは、必ずしも一概には言えないと思っております、実際に設置している期間の風向、風速だつたりの影響で、北側のほうは高く出たりとかあるいは南側のほうが高く出たりとか、結構そういったことはあり得ると思っておりますので、必ずしもそうではない。原理的に高くなるものではないと理解をしております。

○千葉委員 簡易法は電源が要らないということで、どうやって測定するのですか。

○オリパラ準備局 大気中の二酸化窒素成分を吸着させまして、それをろ過して分析し、濃度をはかるやり方でございます。

○千葉委員 分かりました。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

中口委員、どうぞ。

○中口委員 水村委員の指摘の箇所に戻ってしまうのですが、55ページで水村委員の指摘の中で、最大値の63dBが6つの時間帯で同値になっているというのがあったと思うのです。これは資料編の9ページの下の方の表1.2-1(2)の L_{A5} を見ますと、小数点以下第1位まで出ていて、11時から12時までと18時から19時までが63.3で、この2つが最大値ということは読めるのですが、恐らくさらにもう1桁、小数点第2位まで見ると、11時から12時までが最大になってくるので、55ページで11時台が最大という表記になっているかと思うのです。そうであるかという点と、そうであればやはり文章表現を工夫していただいて、例えば55ページでは資料編9を参照とかどこか注記をして、資料編9では小数点第2位まで表記をすとか、細かい話ですが、その辺を工夫していただいたほうが誤解がないのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○オリパラ準備局 11時から12時までの値が最大であることは、小数点第2位まで読み取ったことについてはおっしゃるとおりです。また、資料の見せ方についても御意見を参考にさせていただいて、今後の図書に反映させていただきます。

○柳会長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

それでは、最後に議事5「その他」で、事務局から何か報告事項等がありますでしょうか。

○臼井施設調整担当課長 それでは、オリンピック・パラリンピック準備局臼井から4件ほど報告させていただければと思っております。

まず、新国立競技場（オリンピックスタジアム）に関して、お手元に資料4-1があるかと思うのですが、「新国立競技場（オリンピックスタジアム）ペDESTリアンデッキ形状の見直しについて」というタイトルでございますが、そちらをご覧ください。

本施設ではフォローアップ計画書を平成28年10月に公表しまして、施設整備を進めているところでございますけれども、整備内容に一部変更がありましたので、御報告させていただければと思います。

先ほどもお話がありましたけれども、今後もこういった形で御報告をさせていただければと考えてございます。新国立競技場のペDESTリアンデッキの形状を見直しまして、明治公

園の立体的な範囲を変更して一部を地表化する計画としてございます。

次のページにイメージ図がございまして、上の変更前の図が道路際まで立体的な範囲がございまして、下の変更後では公園が一部地表化されているという状況でございます。これに伴いまして、地表化された公園部分は敷地面積から除くこととするため、敷地面積を変更いたしました。

見直し前後の面積につきましては、1ページ目の下の表にまとめてございます。

また、外苑西通り側のペDESTリアンデッキ上に予定していたせせらぎにつきましては、地上部に整備する計画となっております。

これらの変更が生じますが、環境影響評価書における評価の結論に変更は生じないと考えておりますことから、変更後の整備状況については、今後フォローアップで確認していくことを予定しております。

フォローアップ調査結果速報について、資料4-2が3枚目にございまして、そちらをご覧ください。「新国立競技場（オリンピックスタジアム）フォローアップ調査結果速報」というタイトルの資料でございますけれども、フォローアップ計画書では、そもそも平成32年度に大会開催前のフォローアップ報告を予定しておりましたが、今回のペDESTリアンデッキ形状の変更と併せまして、現在把握できている大気、騒音・振動のフォローアップ調査の結果速報について、参考として本資料にまとめてございます。

本資料の4つの表に「工事用車両の走行に係る大気汚染物質簡易法」「建設機械の稼動に係る大気汚染物質公定法」「工事用車両の走行に係る騒音・振動」「建設機械の稼動に係る騒音・振動」のそれぞれに対する調査結果と、評価書での予測結果と評価の指標をまとめて記載してございます。

本調査結果は速報値でありまして、今後変更の可能性はございますが、調査結果につきましては予測結果とおおむね同様でございました。これらの結果につきましては、今後フォローアップ報告書にまとめてまいります。

続いて3件目になりますけれども、資料5をご覧くださいいただければと思います。「海の森水上競技場の計画の見直しについて」でございます。海の森水上競技場の見直しについては、詳細な設計等を行う中で、施設条件の精査や施設計画の合理化などに努めまして、大会開催と後利用を踏まえながら、諸室の一部の規模を見直してまいりました。

また、常緑広葉樹の植栽樹種も変更しております。これらの変更が生じてございますけれども、環境影響評価書における評価の結論に変更は生じないと考えておりますことから、変

更後の整備状況については今後、フォローアップで確認していくことを予定してございます。

最後、4件目でございますけれども、4件目は資料がございませんが、前回の9月29日の評価委員会において、武蔵野の森総合スポーツプラザのフォローアップ報告におきまして、4点の御質問がございましたので、こちらについて口頭で御報告させていただきます。

まず1点目でございますけれども、片谷委員より工事用車両の測定地点について、主風向が北北東であったため、道路の北側と南側のどちらで実施したのかという質問がございました。これについては、工事用車両の測定を行った2地点のいずれも断面の北側で実施してございます。今後、調査を実施する際におきましては、主風向であるとか現場の状況を踏まえて地点を選定してまいります。

2点目でございますけれども、山本委員からの騒音を測定した2地点間で6dBの差があった原因についての御質問があったところでございますけれども、これについては、両地点とも国道20号線の北側の車線の官民境界上に調査地点を設定しておりましたが、舗装状況についての明確な違いは不明でございましたが、歩道幅員について確認ができて、それぞれ2.6mと6.7mとなっております。測定結果の大きいほうに比べて、測定結果の小さいほうの歩道の幅員は広がっていた状況でございました。

3点目でございますけれども、中杉委員より汚染土壌の処分方法について質問がございました。これについては、フレキシブルコンテナにて搬出をした後、中間処理施設においてコンクリート固形化による溶出抑制を行いまして、最終処分場に持ち込んでございます。

続いて、最後の4点目でございますけれども、同じく中杉委員より廃棄物について、建設発生土の有効利用率と建設汚泥の再資源化・縮減率について御質問がございました。建設発生土については、ほかの現場や受入センターに受け入れてもらいまして、有効利用につなげております。また建設汚泥につきましても土質改良プラントに搬出しまして、再資源化しております。

説明としては以上であります。

○柳会長 ありがとうございます。

何かただいまの説明について、質問等ございますか。

興水委員、どうぞ。

○興水委員 先ほどオリンピックアクアティクスセンターでも出た議論なのですが、計画の変更に伴ってそれを今後どう扱うかという話なのですが、スタジアムについては絵が出ていましてこういうように変更になりましたと。しかし、アセスの評価の結論は変わらな

いので、これでいきますという話ですね。そのことが多分オリンピックアクアティクスセンターの場合ですと、例えば資料編がつくられて評価は変わらないよということで、報告で通ることになるのだろうと思うのです。

スタジアムの場合、この絵を見てみますと、変更内容が例えば自然との触れ合いであるとか、観客のアクセスであるとか、あるいはバリアフリーであるとかということに対して、大きな影響があると私は見るのです。ですから、なぜこのような計画変更が起こったのか。この計画変更はどのような理由でこういう変更をしたのかということの説明が少しでもあれば、結果的にはむしろよくなったのかな、あるいは悪い変更ではないのかなということで、納得できる部分もあるのですけれども、そういう理由の説明がないままで、大きな予測評価の結果は変わらないと言われても、はい、そうですかと言うわけにはいかない。

したがって、先ほどの議論であったように、計画変更があった場合にはこの委員会でも少し意見を言うことができる。それに対して、こういうことになりましたという説明がいただけるチャンスがあったほうが、いいのではないかと思います。しかし、このアセスは実施段階のアセスですから、大事なのは、きちんとしていい環境計画ができることが最終の目標ですから、ここで出た意見等をやはり実施者側にきちんと伝える手立てを示していただきたいのと、その意見をどうフォローするのかについても、きちっと報告いただけるといいなと思います。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの興水委員の発言について、ほかの方はいかがでしょうか。

おっしゃるように、この変更、見直しが8月9日の時点で資料の中に出されているわけです。今回報告されるのに4カ月もたっているということで、その間にこの委員会に提案することは、時期的にもまだできる感じなのだろうと思うのです。その間は何も報告がなかったということで、見直しをしましたということでは、なかなかこの委員会としては、我々の役割を重視していないのではないかと委員の方々が思われるのは、やむを得ないところがあります。その点について実施局として、オリパラ局として、この委員会に対してもう少し誠実な対応をしていただいたほうがよろしいのではないかなというのが、恐らく委員、みんなの総意なのだろうと思いますので、その点は深く受けとめていただいて、今後見直しというのは結構ニュース等では出てくるわけです。

ところが、我々がニュースでしか知り得ないのは、ニュースの前に知るのが普通なのは

ないかと思うので、やはりいろいろと政治的などかほかの委員会がいろいろと動いて、こういう結論になりましたということは、それはそれでよろしいのですけれども、そうなった場合に、やはり環境影響評価としてどこを見直したらいいのかを事前に委員会にかけていただかないと、それがフォローアップの時点になって、フォローアップでもうやっしまいましたということでは、やはり適切な意見が反映できていないのではないかとこの危惧を持ちますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○白井施設調整担当課長 8月の資料が現時点ということは、遅くなりまして大変失礼いたしました。

1点、先ほど輿水委員から地表化した理由について御指摘がございましたけれども、口頭で恐縮ですが、デッキ形状の見直しをした理由としましては、緑豊かで潤いあるオープンスペースや周辺街区と当該エリアを結ぶ、広がりのある快適な歩行者ネットワークの充実を図ることで、さらなる機能向上形成のため、人工地盤の一部を地表化するよう見直したとお聞きしてございます。

○柳会長 この資料にあるアドバイザリー会議というところですが、これはほかの施設についても会議はやっておられるのですか。

○白井施設調整担当課長 都の恒久施設におきますと、都立競技施設等に諮問会議がありますけれども、そこでの検討等を踏まえてこちらの評価書等で御議論いただいております、そういったところは反映させていただいているところでございます。

新国立競技場に関するアドバイザリー会議はJSCさんで進められている会議になっておりまして、新国立の検討は今回の変更も踏まえて、こういった会議をされている状況があるというところでは。

○柳会長 いずれにしても、変更が明らかになった時点で委員会に速やかに報告していただひいて、意見を求めていただひくのが望ましいと思ひますので、そのように今後は努めていただひければと思ひます。

ほかにかがでしようか。よろしいでしようか。

それでは、これもちまして本日の評価委員会を終了させていただきます。

(午後12時10分閉会)